

全労金2024春季生活闘争ニュース・第23号

～勝ち取ろう賃金改善！進めようジェンダー平等！みんなで一步先のステージへ！～

《合意速報No. 4》

北海道労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

北海道労組は、3月19日10時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求					回 答							
		正職員 (要求範囲：組合員層)		パートナー職員		再雇用嘱託職員	正職員 (要求範囲：組合員層)		パートナー職員		再雇用嘱託職員			
		P 1	P 2	P 3	シニア	パートナー	P 1	P 2	P 3	シニア	パートナー			
基本賃金	改善内容	ONコースキャリア1等級： 基本・最大年／18,500円 ○キャリア2～4等級／ 9,000円					ONコースキャリア1等級： 基本・最大年／7,000円 ○キャリア2～4等級／ 9,000円							
	定昇相当額 (実在者平均)	5,218円		3,000円		—	5,218円		3,000円		—			
	合 計	14,218円		12,000円		9,000円	14,218円		10,000円		7,000円			
最低賃金	時間額1,080円、日額7,990円、月額167,800円 への引き上げ					要求通り								
一時金	4.7		1.2	1.2	2.0	—	—	4.7		1.2	1.2	2.0	—	—
昨年実績	4.7		1.2	1.2	2.0	—	—	4.7		1.2	1.2	2.0	—	—
安定雇用	無期転換	(実現)					(実現)							
	登用制度	(実現)					(実現)							
雇用環境	私傷病休職	(実現)					(実現)							
	育児時短	(小学校卒業まで)					(小学校卒業まで)							
単組独自要求	「育児・介護休業期間」の復職時賃金について、昇給できる仕組みの構築					応じない								
関連会社	最低賃金を金庫職員と同額にする申し入れ書を提出					申し入れ通り								

《金庫の発言概要》

- 2024春季生活闘争は、昨年に引き続き、物価高が続き、連合や政府が春闘に向け、開催した政労使会議においても賃上げが期待される情勢にあったと認識している。また、新人事制度の協議を行っている中、課題は様々あるが、精力的に春闘交渉を重ねた結果、本日合意することができたことに対し、感謝申し上げる。
- 年間一時金については、今後の金庫経営を見据えた際に、新人事制度において人件費が増加する点や現下の金利情勢が厳しい中で、最後まで交渉が難航したが、労組が主張する人への投資、職員の頑張りに応えたい思いで判断した。
- 協同組織であるがゆえに、簡単に価格転嫁ができない難しさがあり、中長期的に職員の安定的な賃金体系を構築する点で、一時金に対する判断が難しかったことは理解頂きたい。

- 次年度は中期経営計画が最終年度になるが、日銀の金融政策決定会合でマイナス金利が解除されれば、情勢も変わってくる。預金確保等への労金運動に取り組むことに加え、地域共生推進室等、新しい労金運動も進めており、労使間において経営協議会等でこれらの運動の理解を相互に深める必要がある。
- 賃金と経済の好循環と言われているが、実質賃金も下がり続けており、物価高の影響で、組合員・顧客の生活は依然として厳しい状況が続いている。このような状況下だからこそ、労金運動・可処分所得向上運動が重要になってくる。
- 本春闘妥結を経て、労使双方で認識を合わせ頑張っていくことをお願い申し上げる。

《鶴見闘争委員長の発言概要》

- 回答内容は、一部満額回答ではないものの、異例の物価上昇が続いている中、今後の先行きが見えない不安を抱え、業務にあたっている組合員の頑張りを真摯に受け止め、厳しい金融情勢においても全組合員のベア要求に対し、有額回答頂いたことは、我々闘争委員会の要求趣旨をくみ取って頂いたものと考えている。
- 本春季生活闘争は、人財を確保し、夢と共感を想像する人財に育て、労働金庫が社会的な役割を発揮するための処遇はどうあるべきかを、中長期的な視点を持って、労使で真剣に考える機会であった。
- 労使で労金業態の発展に向けた各種取り組みを進め、金庫が存続できるよう、未来の金庫を背負っていく人財を育てていく必要がある。
- 私たち労働組合（組合員）としてもしっかりと今の金庫の経営状況を的確に把握する必要がある。
- 多くの悩みと不安を抱えた勤労者・会員顧客に寄り添う福祉金融機関である労働金庫の存在意義を認識することを前提として、一人ひとりが業務にしっかりと向き合う環境を組織全体で作上げていかなければいけないと考える。

単組は、満額回答には至らない点もあったが、①新人事制度において月例賃金が引きあがる若年層組合員も含め、全組合員が月例賃金の引き上げの対象となるように回答を見直したこと、②現下の物価上昇や労働金庫の社会的役割の発揮に理解を示し、5%水準を意識して引き上げ額を回答したこと、③男女間賃金格差解消の取り組みについて、労使で課題を認識できたことを成果として、労使協議を継続することを確認したこと、④年間一時金（正職員）については、最終的に経営から組合員へのメッセージとして原資捻出を覚悟し、要求に応じる姿勢を示したこと、等から基本合意を表明しました。

* 合意単組（3単組／3月19日16時10分現在）

沖縄、九州、九州（関連）、北海道

以 上